

# 農業振興功労者表彰事業業務規程

## 第 1 章 総 則

### (通 則)

第 1 条 公益財団法人愛知県農業振興基金（以下「基金」という）の、愛知県農業・農村の振興に尽力し、功績が顕著であり、他の模範となるものを表彰する事業は、定款及び業務方法書に定めるもののほか、この規程によるものとする。

### (審査委員会)

第 2 条 理事長は、5 名以上 10 名以内で審査委員を委嘱し、審査委員会を構成する。  
2 審査委員会は、表彰事業の審査及びその他の表彰事業の企画等を行うものとする。

## 第 2 章 表 彰 事 業

### (事業主体及び賞の名称)

第 3 条 基金は、業務方法書第 6 条に定める表彰事業を行うものとし、賞の名称は、「愛知農業賞（あいちアグリアワード）」（以下「賞」という。）とする。

### (表彰事業特別会計の設置)

第 4 条 基金は、財団法人山崎延吉先生頌徳会及び財団法人岩槻技師業績顕彰会からの寄附金をもって表彰事業特別会計を設置し、この会計の中で表彰事業を実施するものとする。

### (表彰事業特別会計の資金運用)

第 5 条 表彰事業特別会計の資金運用は、以下に定めるところによる。

- (1) 表彰事業特別会計は、基金の一般会計及び他の特別会計とは区分して経理する
- (2) 表彰事業特別会計で生じた運用益は、表彰事業特別会計に繰り入れる
- (3) 基金は、安全かつ効率的な方法によって表彰事業特別会計の資金を運用する
- (4) 基金は、表彰事業を実施する以外はこの資金を取り崩してはならない

#### (表彰の対象者及び対象部門)

第6条 この表彰の対象者は、個人または団体とし、愛知県農業・農村の振興に多大な貢献をしたものとする。また、人格識見などに優れ、他の模範となるものであり、次に掲げる部門で業績を残したものとする。なお、1部門における表彰点数は原則として各年度に1人または1団体とする。

- (1) 担い手育成部門 農業の担い手の育成に寄与したもの
- (2) 技術改善部門 農業に関する技術の改善に寄与したもの
- (3) 農業・農村振興部門 農業及び農村の振興に寄与したもの

#### (候補者の推薦)

第7条 候補者の推薦は、以下に定めるところによる。

- (1) 候補者は、別に定める推薦基準に基づき、農業団体、市町村、県関係機関等から推薦されたものとする。
- (2) 推薦者は、所定の推薦様式に必要事項を書き込み、別に定める期日までに公益財団法人愛知県農業振興基金に提出する。
- (3) 候補者の推薦は、1回限りとする。ただし、賞に該当しなかった場合、推薦のあった翌年度以降、1回に限り審査の対象とすることができる。

#### (賞の内容)

第8条 受賞者には表彰状及び副賞30万円を贈呈する。

#### (賞の授与)

第9条 賞の授与は公益財団法人愛知県農業振興基金理事長が行う。

### 第 3 章 雑 則

#### (実施細則)

第10条 この事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 1 この規程の変更は、公益法人移行登記日から施行する。(公益財団法人への名称変

更等)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。(賞の名称変更)
- 1 この規程は、平成30年3月1日から施行する。(候補者の推薦に係る事項の変更)

別紙

推薦基準

区 分		基 準 の 内 容	必要書類
共 通 事 項		単に組織上の長たるを理由とはせず、青年・女性農業者等を含め、真に愛知県農業及び農村の振興に貢献があり、今後とも活躍が期待されるものを幅広く対象とする。	
部   門	担い手育成部門	農業教育の実践や農業研修生の受け入れ等を通じ、担い手の育成に大きく貢献したものを対象とする。	推薦調書
	技術改善部門	農業の生産から流通・販売に至る様々な場面において、品種の育成・普及や技術の開発・組み立て等を通じて技術の改善に顕著な功績があり、農業生産者及び消費者の利益に大きく貢献したものを対象とする。	推薦調書
	農業・農村振興部	組織の育成、生産から流通・販売に至る活動やマーケティング活動の実践等、またはその支援を通じて、農業・農村の振興に尽力し、地域農業の発展にく貢献したものを対象とする。	推薦調書